

## どのような支援があるの？

生活困窮者の課題は多様で複合的であることが多いため、就労の課題や心身の不調、家族問題などに包括的な支援策を用意します。また、生活困窮者本人の状況に応じた支援プランを作成し、切れ目なく継続的に支援を提供します。

包括的な相談支援	本人の状況に応じた支援
<b>自立相談支援事業</b> 一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援プランを作成	<b>住居確保給付金</b> 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付
	<b>就労準備支援事業</b> 個別カウンセリングで就職活動を手厚くサポート
	<b>一時生活支援事業</b> 住居喪失者に対して一定期間衣食住等の日常生活に必要な支援を提供



あなただけの「支援プラン」を作ります

### 自立相談支援事業

就職や住まい、家計管理などの困りごとや不安を抱えている人は、まずは相談窓口（門真市社会福祉協議会）にご相談ください。支援員が相談を受けて、ご本人と生活課題を共に整理し、どのような支援が必要かを一緒に考えます。また、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

#### （実際の相談の流れ）

相談を受けると・・・

- 1 相談者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、ニーズを把握
- 2 ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう支援プランを作成
- 3 支援プランに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施



離職によって住居を喪失またはそのおそれのある人へ

## 住居確保給付金

離職などで住居を失った人、または失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則 3 カ月間(最長 9 カ月間)、家賃相当額を支給します。また、その間に就職に向けた支援を行います。

支給する際は、原則、住宅の家主または家主から委託を受けた事業者の口座に直接振り込みます。なお、支給額は生活保護の扶助基準額(39,000 円/一人世帯:令和3年2月現在)を上限とします。

### 支給申請時に下記の要件をすべて満たす人が対象となります。

1	イ)離職等又はロ)やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失していることまたは喪失するおそれがあること
2	イ)申請日において、離職等から 2 年以内であること又は、 ロ)個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が離職等と同等程度まで減少している状況にあること
3	イ)離職日において世帯の生計を主として維持していたこと ロ)申請日の属する月において世帯の生計を主として維持していたこと
4	公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職をめざした求職活動を行うこと
5	収入要件 申請日における申請者の世帯の月収額が、基準額※と申請者の居住する賃貸住宅の家賃額(住宅扶助基準に基づく額を上限とする)を合算した額以下であること
6	資産要件 申請日における申請者の世帯が所有する金融資産の合計額が基準額に 6 を乗じた額(上限は 100 万円)以下であること
7	申請者および申請者と生計を一とする同居の親族が、雇用施策による給付および地方自治体などが実施する住居等困窮離職者に対する類似の給付や貸付を受けていないこと
8	申請者および申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

※基準額＝市民税均等割の非課税限度額の 12 分の 1

非課税限度額とは…扶養家族がない場合 35 万円

扶養家族がいる場合  $35 \text{ 万円} \times (\text{扶養親族数} + 1) + 21 \text{ 万円}$

(例) 会社員で妻と子ども 2 人を扶養している場合  $35 \text{ 万円} \times (3 + 1) + 21 \text{ 万円} = 161 \text{ 万円}$

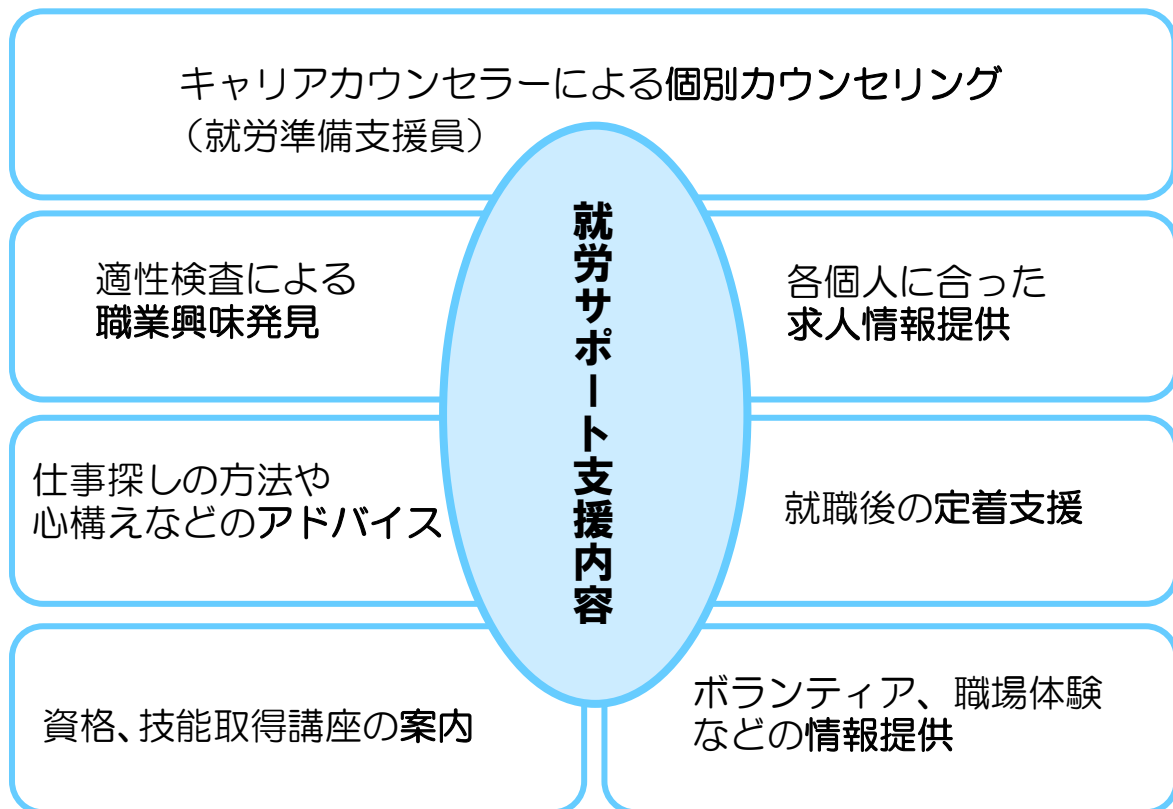


働きたいけど不安な人、仕事が決まらず悩んでいる人へ

## 就労準備支援事業

就労準備支援事業により、あなたの就職活動を手厚くサポートします。

就労に従事する準備として基礎能力の形成を目的とし、「生活リズムを整える」「他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにする」などといった日常生活自立、社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供します。



**原則として下記の要件をすべて満たす人が対象となります。**

**但し、収入要件や資産要件に当てはまらない人でも、支援を希望する場合はご相談ください。**

就労準備支援事業の利用は完全予約制です。また、事前に自立相談支援事業の利用申し込みなどが必要となります。



緊急に住まいが必要な人に

## 一時生活支援事業

住居を持たない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の人に対して、一時的に宿泊場所や食事等を提供します。また、保健所等と連携し健康診断を必要に応じて実施し、健康状態の悪化を防止すること等により、自立した生活を目指し支援します。

**申請時に下記の要件をすべて満たす人が対象となります。**

	収入要件
1	申請日における申請者の世帯の月収額が、基準額と生活保護の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること
	資産要件
2	申請日における申請者の世帯が所有する金融資産の合計額が基準額に 6 を乗じた額(上限は 100 万円)以下であること

※ただし、緊急性等を勘案し、支援が必要と認められる場合は支援対象となります。